提案仕様書

1. 件名

新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画及び第四期新宿区特定健康診査等実施計 画作成業務委託

2. 委託期間

令和5年4月3日(月)から令和6年2月29日(木)までとする。

3. 業務の目的

本業務は、新宿区国民健康保険における被保険者の健康保持増進と医療費の適正化を図るため、特定健康診査等の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報を活用し、被保険者の健康状態や疾患構成、医療費の現状を把握し、課題を明確にするとともに、その課題に対する効果的かつ効率的な保健事業をPDCAサイクルに沿って実施するための新宿区第二次国民健康保険データヘルス計画(以下、「次期データヘルス計画書」という。)及び第四期新宿区特定健康診査等実施計画書(以下、「次期特定健診等実施計画書」という。)を作成するものである。

4. 委託の内容

新宿区(以下、「甲」という)が受注者(以下、「乙」という)に委託する業務内容は、 次のとおりとする。

なお、計画期間は両計画とも令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

(1) 新宿区の現状や課題・地域特性の把握

乙は、医療費分析、現計画である新宿区国民健康保険データへルス計画(以下、「現 データへルス計画」という)及び第三期特定健康診査等実施計画書(以下、「現特定 健診等実施計画書」という。)における各種保健事業の実績等を踏まえ、適宜 KDB 帳 票等を活用し作成する。作成にあたっては、令和5年度に策定予定の「新宿区健康 づくり行動計画」を踏まえ、甲と協議の上作成すること。

① 背景の整理

新宿区国民健康保険の被保険者特性を、KDB 帳票等を活用して把握する。

- ② 現データヘルス計画の最終評価 現データヘルス計画による保健事業の状況等について、中間評価を踏まえた最終 評価を行う。
- ③ 健康・医療情報の分析及び分析結果に基づく健康課題の把握 上記「① 背景の整理」の結果、「② 現データヘルス計画の最終評価」との比較

を行い、新宿区国民健康保険被保険者の健康課題を把握する。経年比較・国や都道 府県の平均や同規模保険者との比較は KDB 帳票等を活用する。

- (2) 次期データヘルス計画の作成
 - データ化の範囲
 医科、DPC、調剤、歯科レセプト
 - ② レセプトデータの期間 別途協議する。
 - ③ 医療費分析
 - ア 基本情報・基礎統計
 - イ 高額医療の傾向分析
 - ウ疾病別医療費統計
 - エ 健康診査データ及びレセプトデータによる保健指導対象者群分析
 - オ 生活習慣病に係る医療費分析
 - カ CKD 重症度に関する分析
 - キ 糖尿病性腎症重症化予防に係る分析
 - ク 高血圧重症化予防に係る分析
 - ケ 脳血管・虚血性心疾患の実態に関する分析
 - コ 健診異常値放置者に係る分析
 - サ 生活習慣病治療中断者に係る分析
 - シ メンタル疾患の実態に関する分析
 - ス COPD (慢性閉塞性肺疾患) に係る分析
 - セ 服薬状況に係る分析
 - ソ 受診行動適正化に係る分析
 - タ ジェネリック医薬品に係る分析
 - チ セルフメディケーションに係る分析
 - ツ 認知症・骨粗鬆症・ロコモティブシンドロームに関する分析
 - テ 歯科レセプト分析
 - ト 医科・歯科レセプトの連携分析
 - ナ 悪性新生物に関する分析
 - ④ 計画の骨子案作成

乙は、前項の医療費分析、現データヘルス計画及び現特定健診等実施計画書に基づく各種保健事業の実績等を踏まえ、適宜 KDB 帳票等を活用し作成する。作成にあたっては、令和5年度に策定予定の「新宿区健康づくり行動計画」を踏まえ、甲と協議の上作成すること。

⑤ 計画の素案作成

作成に当たっては、厚生労働省「データヘルス計画の手引き」を参照するともに、 下記の内容を含むものとする。

- ア 計画改定の趣旨・背景
- イ 健康・医療情報の分析及び結果に基づく課題把握
- ウ 目的・目標の設定
- エ 保健事業の実施内容 (糖尿病 重症化予防を含む。)
- オ 個人情報の保護
- カ 計画の公表・周知
- キ データヘルス計画の評価方法設定
- ク データヘルス計画の見直し
- ケ 事業運営上の留意項
- コ その他
- ⑥ データヘルス計画書の作成
 - ア 厚生労働省「データヘルス計画の手引き」に記載された内容に沿って作成すること。なお、契約期間中に手引きが改訂された場合、改訂後の手引きに準拠した内容とすること。
 - イ ③のレセプト等データの医療費分析に基づいて、甲の特性や医療費の傾向、特定 健診の結果等を記載するとともに、健康課題等を抽出し、それに対して効率的かつ 効果的な保健事業等について、甲と協議したうえで記載すること。
 - ウ データ分析に基づきPDCAサイクルに沿った令和6年度から令和11年度までを計画期間とする中長期的な計画を作成すること。

(3) 次期特定健診等実施計画書の作成

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基本的な事項、特定健康診査等の 実施及びその成果に係る目標に関する事項並びに特定健康診査等実施計画の作成に 関する重要事項を定め、「特定健康診査等実施計画作成の手引き」に準拠した内容と する。

なお、契約期間中に手引きが改訂された場合、改訂後の手引きに準拠した内容と すること。また、計画策定にあたっては、以下の項目について、甲と協議の上進め ることとする。

① 計画作成の背景

生活習慣病対策の必要性や内臓脂肪症候群 (メタボリックシンドローム) に着目 する意義等

- ② 現状分析·課題抽出
 - ア 人口の状況
 - イ 国民健康保険の状況

- ウ 医療費の状況
- エ 特定健康診査の状況
- オ 特定保健指導の状況
- ③ 第4期特定健康診査等実施計画
 - ア 目標
 - イ 対象者数の将来推計
 - ウ 実施体制・方法等
 - エ 実施スケジュール
 - オ その他
- ④ 個人情報の保護に関する事項
- ⑤ 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

(4) 全体管理

- ① 乙は、計画策定の目的、範囲、スケジュール、体制、作業場所、作業手順等の全体 管理に必要な項目を記載した計画書を甲と協議の上、作成すること。
- ② 計画書には、スケジュールに対する進捗管理の方法、提出する納品物の品質管理の方法、進行の中で発生するリスク及び課題管理の方法を記載すること。
- ③ 乙は、作成した計画書に基づき、管理を実施すること。
- ④ 計画書は、契約締結後1ヶ月以内に提出し、契約期間中適宜改版を行うこと。

(5)納品物

規格は、A4版、片面カラー印刷を原則とし、ページ数は分析結果に基づき甲乙協議のうえ決定する。各納品物を加工が可能な Microsoft PowerPoint 並びに Excel 形式で、それぞれ電子媒体(CD-R等)で 1 部提出する。

- ① 骨子案
 - 100部提出する。
- ② 素案
 - 100部提出する。
- ③ 次期データヘルス計画書、次期特定健康診査等実施計画書及び医療費分析結果 製本したものを5部提出する。調査の過程で得られた統計資料等も Microsoft PowerPoint 並びに Excel 形式で、電子媒体 (CD-R等) に含めること。

(6) データベースの構築

甲が提供するレセプトデータをデータ化し、健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース(以下、「データベース」という。)を構築する。

① 傷病名や薬剤 (禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を自社内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

- ② 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの作成を行うこと。
- ③ レセプトに記載された全ての傷病名と医薬品、診療行為(薬剤、検査、手術、処置、指導料等)、材料を正しく結び付け、マスタ付与することで国保データベース (KDB) システムでも使用されているICDコードやATCコードでも分析可能な状態とし、ICDコードやATCコードが改定された場合はその分類に対応すること。また、一人の患者が異なる医療機関にて受診した場合にも、同一患者と認識して時系列に受診行動が把握できるようにすること。
- ④ レセプトに記載されている未コード化傷病名(傷病名マスタに収載されていない病名)を可能な限りコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を3%未満とすること。
- ⑤ データベース構築において、甲が要求し算出した数値の出典や算出根拠等を明らかにし、具体的に説明のできるようにすること。また、第三者の権利を侵害しない、侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を図ること。

5. データの提供について

(1) 甲より乙へ提供するデータは下記のとおりとし、電子媒体(CD-R等)として用いるものとする。

また、甲は提供するデータは個人が特定できないようにするため意味のない符号 に置き換えること。意味のない符号に置き換えるためのツール等は乙が準備し、 甲に提供すること。

(ア) レセプトデータ

- ① 医科 21_RECODE INFO_MED. CSV
- ② DPC 22_RECODEINFO_DPC. CSV
- ③ 歯科 23_RECODE INFO_DEN. CSV
- ④ 調剤 24_RECODEINFO_PHA. CSV

(イ) 特定健康診査受診結果等データ

- ① FKAC131 特定健診受診者受診券情報
- ② FKAC163 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル
- ③ FKAC164 特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル
- ④ FKAC167 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報(横展開))ファイル

(ウ)被保険者データ(下記いずれか)

- ① 国保総合システム 特定健診等被保険者データ KD_IF015.CSV または 国保総合システム 被保険者移動データ・世帯情報 KD_IF020.CSV
- ② 国保総合システム 被保険者移動データ 世帯・個人 KD_IF021.CSV
- ③ その他

(エ) KDB 帳票

- ① 健診・医療・介護データからみる地域の健康課題
- ② 人口及び被保険者の状況
- ③ 地域の全体像の把握
- ④ その他
- (オ) その他、甲と乙が協議の上、必要となる情報

6. 意見聴取における運営支援

計画策定に伴い幅広い立場からの意見を聴取するため、甲が会議体へ計画の意見聴取を行うにあたり、乙は以下の運営支援を行う。

- (1) 会議体へ意見聴取を行う際の説明資料を甲と協議のうえ作成すること。なお、作成方法等、甲と協議のうえ決定する。
- (2) 会議体には、乙が作成する説明資料にて意見を聴取し、意見を反映した素案を用いて計画の再度意見聴取を行う。
- (3) 乙は、甲が設ける会議体にオブザーバーとして参集し、運営支援を行う。

7. 委託業務に係る予定日及び納入期限

日 程	業 務 内 容
令和5年	甲から乙へのデータ提供
5月中旬	
7月中旬まで	データ分析、最終評価、保健事業ヒアリング
8月上旬	骨子案作成、項番4(5)①に定める納品物の納品
8月下旬	意見聴取
11 月中旬	素案作成、項番4(5)②に定める納品物の納品
12月中旬	意見聴取
2月上旬	計画の最終稿確認、計画書作成
2月16日午前まで	項番4 (5) ③に定める納品物の納品

8. 支払方法

検査合格後、乙の請求書に基づき一括で支払うものとする。

9. 再委託の禁止

業務の全部または一部を第三者に委託しまたは請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 成果品の利用及び著作権

- (1) 乙は、甲に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権【(著作権法 昭和45年 法律第48号)第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作権物の 利用に関する原著作者の権利)に定める権利を含む】を譲渡するものとする。
- (2) 甲は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、乙は、本業務の成果 品に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 乙は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に 関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、乙が負うものとする。

11. 個人情報の取扱

- (1) 乙は、本業務(再委託した場合を含む)を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約目的以外に利用し、または、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。また、プライバシーマーク及び ISMS (情報セキュリティマネジメントシステム)
- (2) 受託者は、受託した業務で使用している個人情報の紛失等の事故が発生した場合 は、速やかに甲に報告するとともに、自己の情報管理体制を活用し、最善の方策 を講じなければならない。

12. その他

- (1) 契約締結後、本仕様書の内容を変更する必要が生じた場合は、契約者双方が協議して決めるものとする。
- (2) 本業務に関連する法令(労働基準関係法令等)について遵守すること。
- (3) 乙は、契約の履行にあたっては、「新宿区における障害を理由とする差別の解消を 推進するための職員対応要領」にある障害者への配慮等の実践に努めること。
- (3) 乙は、契約の履行にあたっては、新宿区環境マネジメントの取組に協力すること。
- (4) 乙は、感染症予防対策等を講じて、本契約を履行すること。

の認証を取得し、現在も保持していること。

- (5) 成果物が納入後、種類又は品質に関して、契約の内容に適合しない場合、乙の責任において、これを訂正すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、甲と乙との協議の うえ決定するものとする。